

奈良工業高等専門学校運営会議規程

平成17年4月 1日制定

令和 7年3月13日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、企画会議、委員会等から提案された事項を審議する。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長（教育担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務・グローバル教育担当）
- 五 副校長（専攻科・研究推進担当）
- 六 副校長（総務・広報担当）
- 七 一般教科及び専門各学科主任
- 八 事務部長
- 九 総務課長及び学生課長

(会議の招集等)

第4条 会議は、校長が招集し、その議長となる。

(会議の開催)

第5条 会議は、原則として毎月1回開催するものとし、必要ある時は臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 会議は、特定の事項について調査検討するため、会議内に専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(作業部会)

第8条 会議は、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 会議に関する事務は、総務課で行う。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校運営委員会規程（昭和57年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。